

家内工業問題をめぐる ドイツ社会政策学会世代間紛争

一 條 和 生

1. 序

1904年3月7～9日、ベルリン労働組合会館において第1回全家内労働者保護会議（Der erste Allgemeine Heimarbeiterschutz-Kongress）が開催された。この会議は、自由労働組合総務委員会（Die Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands）により、家内労働者保護の促進を政府に強く訴えるべく開催されたものであった。

19世紀後半以降ドイツでは、家内労働者の大衆貧困状況が顕著となってきた。それは工場制生産の進展という中での、織物業等における旧来の家内工業の衰退に一部起因するものであり、また衣料産業等において家内労働が近代的に再生産されたことによるものでもあった。いづれの場合にも、人間労働力が徹底して搾取されてはじめて、低生産性を宿命とした家内労働は工場制生産との競合下で生き残れたのである。1日10数時間に及ぶ長時間労働に対する週給が僅か7マルク程度という例は希ではなかった。苦汗制度（Schwitzsystem）——ただしこの表現は特に近代的な家内工業に対し用いられたのだが——という言葉で表された様な劣悪な労働条件は否定しようのないものだったのである。⁽¹⁾

こうした中で自由労働組合は、家内工業問題の解決に集中的に取り組んでい⁽²⁾た。政府の家内工業問題に対する消極的姿勢ゆえに、労働者保護・社会保険が適用されず労働力を廉価で経営者に提供していた未組織家内労働者は、組織工場労働者が自らの労働条件改善を目ざす際に邪魔な存在であった。だからこそ家内労働者の貧困解消という人道的見地から、また組合の労働条件改善闘争の円滑な進行という自らの利害の上から、自由労働組合は家内工業問題の解決に携わらざるを得なくなっていたのである。しかしながら、その解決を組合自動により図ろうとする1890年代の試みは、1896年のベルリン既製服製造業家内勞

働条件改善闘争の失敗が示す様に、ほとんど成功にはいたらなかった。結果的に自由労働組合は政府の家内工業対策に可能な限り自らの見解を反映させることにより、間接的な問題解決への関与を旨とす様になった。1904年における家内労働者保護会議の開催も、そうした同組合の活動の一環を成すものだったのである。⁽³⁾

家内労働者保護会議に出席した188名の代議員の大多数は自由労働組合員であった。⁽⁴⁾ところで同会議にはフランケ (Ernst Francke)、ゾンバルト (Werner Sombart)、ヴェーバー (Alfred Weber)、ヴィルブラント (Robert Wilbrant)らいわゆる社会政策学会新世代 (Die jüngere Generation des Vereins für Sozialpolitik)⁽⁵⁾も出席していた。その存在は異色であった。いかなる経過で彼らは社会民主主義者の開催する会議に出席するにいたったのであろうか。

学会新世代の会議参加の謎を解く鍵は、A.ヴェーバーの会議における次の様な発言にあった。すなわち、国民経済学者は自分が心に抱く気ままな理想が、集中化された工場経営体におけるよりも家内工業において実現され得ると以前は信じていたし、またそこでは仕事が自由に選択され、全人格が一つの装置により吸収されてしまうこともないであろうと信じていた、と彼は言うのである。⁽⁶⁾つまり、A.ヴェーバーは国民経済学者がかつて家内工業を理想的な経営形態として高く評価していたことを指摘したのである。ところで、続けて彼は次の様にも語っていた。

「しかしながら、われわれはこうした想像を今日もはや全く抱いていませんし、またわれわれはこうしたことが〔すなわち家内工業における気ままな理想の具現〕は過去の現象であり今はもう実現され得ないとの見解に達しました。⁽⁷⁾」

A.ヴェーバーの引用した発言は、彼の所属した社会改良主義的国民経済学者の陣営＝社会政策学会が、従来の家内工業観から脱け出たことを示していた。ではそれはいかにして実現したのであろうか。そこで浮かびあがってくるのがゾンバルト、A.ヴェーバーら学会新世代の存在である。なぜならば、A.ヴェーバーの発言はあくまでも国民経済学者一般の考えを代表してなされたものであり、そうした一般的な考えの誤りを指摘し、それを修正させた者こそ彼ら新世代だったからである。彼らは家内工業問題研究に取り組む際に全く幻想に囚われず、基本的に反家内工業の立場に立脚していた。したがって、彼らの考えは理想的な生産様式として家内工業の存続を求めた学会員——シュモラー(Gu-

stav Schmoller), シェーンベルク (Gustav Schönberg) ら社会政策学会結成に携わった学会旧世代 (die ältere Generation) の考えと鋭く対立した。だからこそ後述のごとくビュッヒャー (Karl Bücher) とゾンバルトの間で見られた様に、この両世代間に論争 = 世代間紛争 (Generationskonflikt) の発生することが不可避だったのである。そして新世代が社会政策学会を代表して家内労働者保護会議に出席し、そこで今や自らの見解が自陣営内で支配的であると語っていたということは、まさにこの紛争に勝利したのが新世代であったことを暗示していたと考えられるのである。

ドイツにおいて家内労働者は、家庭生活へ国家が介入することは許されないと(8)の考えから、長きにわたり労働者保護の対象外に置かれていた。したがって、家内工業を豊かな家庭生活を保障する理想的な経営形態とみなす極めて幻想的な家内工業観の否定こそ、家内労働法制度化実現のための絶対条件だったのである。実際に家内労働者保護会議の開催以降、フランケを中心とした学会新世代の一部メンバーと自由労働組合は、協力して家内労働法制度化運動を推進して行くことになる。そしてこの運動はその目標達成に成功することになるのである。(9) それだけに社会政策学会内部で家内工業問題をめぐり発生した世代間紛争は、家内労働者保護推進運動の出発点を築いたともいえるのである。本稿において私は、社会政策学会の家内工業問題への対応の変遷をたどることにより、その過程で学会新旧両世代の間で発生した同問題をめぐる世代間紛争の動向をまとめてみることにする。

2. 初期社会政策学会の家内工業問題への対応——結成から世代間紛争の発生まで——

家内工業問題をめぐる社会政策学会世代間紛争は1890年前後に開始され、1899年の学会ブレスラウ大会において一応の終結をみた。この間同学会の家内工業問題に対する基本姿勢は、ほぼ3段階を経て変化している。

第1段階とは、学会旧世代の家内工業観が支配的であった段階であり、その支配が新世代からの攻撃によりゆるがされ出したのが第2段階においてであった。そしてついに第3段階において、新世代の家内工業観が旧世代のそれを圧倒したのである。したがって、特に世代間紛争が問題となるのは第2段階と第3段階であった。しかしながら、それ以前の紛争発生前の段階も、世代間紛争

発生の背景を探る上で軽視することはできない。

第1段階とは、その結成から1877年に学会が家内工業の実態調査に初めて踏み切る前までの段階である。この段階の学会員——それはほとんど旧世代といつてよからう——の多くにとり、家内工業は「工場制産業と比較すると、社会政策的見地からみて労働者およびその家庭生活に対し著しい長所を備えている」⁽¹⁰⁾理想的な生産様式であった。手工業の特殊形態と定義づけられた家内工業は、生産者に豊かな家庭生活を保障する中産階級の温床とされた⁽¹¹⁾。だからこそ家内工業マイスターの維持を図ることは、「19世紀ドイツ国民経済の最重要課題」の一つだったのである。なるほど、旧世代とて家内労働者の大衆貧困状況が目に入らないわけではなかった。しかしながら、1873年学会アイゼナハ大会での労働者保護法に関する討議内容が示していた様に、国家が家庭の権利へ介入することは許されないとの立場から、家内工業を法律により規制することを旧世代は求めなかつたのである。⁽¹³⁾

ところが、1887年第1回家内工業実態調査の実施が決定されたことにより、学会の対家内工業基本方針は第2段階に入る。1880年を境にドイツでは「国民経済学の遍歴学徒の時代」⁽¹⁴⁾（ゾンバルト）と呼ばれる様に家内工業においても実態的研究が活況を呈しはじめ、また帝国政府も1882年に初めて家内工業に対し実態調査を行っていた。学会もこうした動向の中で、家内工業問題解決のためようやく動き出したのである。しかしながら、確かに⁽¹⁵⁾調査は家内工業への労働者保護法施行の準備をなすものであったとはいえ、それがあくまでも家内工業の維持を前提としていたことは、学会がまだ旧世代の家内工業観に支配されていたことを示すものであった。すなわち、家内工業がいまだ存続能力を有する産業部門を明らかにすることが調査の目的とされ、その際の視点も家内工業発展の素地を見つけることに置かれていたのである。家内工業対策として労働者保護法の施行が考えられたのも、「社会的にも経済的にも存在の正当性を有する」⁽¹⁶⁾（ビュッヒャー）家内工業を救うためだったのである。⁽¹⁷⁾

一方この第2段階は、世代間紛争が発生した時期でもあった。新世代から旧世代の家内工業観に対し、強い批判が開始され出したのである。ドイツ経済の高度の発展期における家内工業の存在を強く弊害視し、基本的に反家内工業の立場に立った新世代と、家内工業を理想的生産様式と捉えその保持を旨とした旧世代との間の見解の差は大きかった。その結果第2段階は、家内工業問題を

めぐる学会世代間紛争の主たる場となったのである。

この紛争はすぐれて新世代中心に、すなわち、学会新世代による旧世代家内工業観の批判という形で進められた。その先鞭をつけたのが、シュティエーダ (Wilhelm Stieda) であり、彼に続いたのがゾンバルトおよびA. ヴェーバーであった。新世代にとり家内工業は、産業労働者の繁栄せる発展を妨げドイツ産業組織の改編を滞らせている、「私的資本主義生産様式の最もいかわしい形態」(ゾンバルト)⁽¹⁹⁾ であった。家内工業の寿命はもはや尽きたと考えられ、⁽²⁰⁾ 「可能ならばその全面的な廃止」⁽²¹⁾ という観点からそれに対処しなければならぬとされた。新世代は家内工業対策として旧世代と同様やはり労働者保護法の施行を考えたが、その際新世代は旧世代と全く対照的に、結果としての家内工業の消滅を強く意識していたのである。⁽²²⁾

それだけに新世代は旧世代の家内工業観の幻想性を問題にした。シュティエーダの考えるところ、「家内工業の組織形態全体には国民経済学者を魅了する何かがある」⁽²³⁾ のであった。彼がこの様に判断したのは、国民経済学者が指摘した家内工業の長所は現実のものというよりも机上のものであると思われたからであった。⁽²⁴⁾ ところで、その際シュティエーダが列举した長所(在宅労働による家族の結びつきの維持、労働の随時性)とは、まさにシュモラー、シェーンベルクら学会旧世代が指摘したものと一致していた。⁽²⁵⁾ したがって、シュティエーダはここで名指しこそしなかったものの、はっきりと学会旧世代の家内工業観を批判していたのである。彼の考える所、「日常生活における夢見る理想」——それは家庭生活をいつくしむドイツの風土を指していた——が彼らを支配していたがために、家庭で小規模に行なわれる生産様式を理想的と捉えた彼らの家内工業論は現実から遊離した⁽²⁶⁾ のであった。ゾンバルトにとっても、旧世代の言う長所は「推測的長所」(vermeintlicher Vorzug)であり、例えばシェーンベルクの指摘したものは、彼にとり全面的に否定し得るものだったのである。⁽²⁷⁾

なるほど、新世代中心になされた家内工業問題をめぐる世代間紛争であったとはいえ、旧世代とて新世代からの批判を甘んじて受けていたわけではなかった。例えばビュッヒャーは、国民経済の発展に弊害を及ぼすとの見地に基づき家内工業に存在の正当性を与えることを拒むゾンバルトの考えを、経済的見地にのみ基づきその他の諸要素を無視した「視野の狭い書齋の経済論」⁽²⁸⁾ として批判していた。前述の如く家内工業に対し存在の社会的・経済的正当性を与えて

いたビュッヒャーにとり、それを否定するゾンバルトの見解は承服し難いものだったのである。

ところで、ゾンバルトにとってもビュッヒャーから浴びせられたこの批判は、納得の行かないものであった。「私的資本主義生産様式のもっともいかがわしい形態」という家内工業認識にみられる様に、彼が経済的見地を強調したのは次の様な理由からである。すなわち、家内工業における問題の所在の追求の結果、「家内工業領域における〔未熟な〕資本主義」⁽²⁹⁾こそが攻撃目標とされるべきものと彼はみたからである。また彼がこうした基本方針を取らざるを得なかったのは、「学派のドグマ」から脱却することを強く意識したからであった。ここで言う「学派のドグマ」とは、学会旧世代の家内工業観——それは新世代の目に幻想的的家内工業観⁽³⁰⁾と映った——を指すに他ならない。それだけにこのドグマに囚われあくまでも家内工業問題を社会問題として取り扱おうとしていたビュッヒャーこそ、逆に「書斎の論理家」と彼には思われたので⁽³¹⁾あった。

学会新旧両世代の間でかわされた「書斎の論理」という相手の理論の非現実性をついた非難の応酬は、彼らの間に生まれた見解の隔たりの大きさを物語るものであった。しかしながら、この対立は新世代の見解が旧世代のそれを克服していくという形で、1897年以降の、学会の対家内工業基本方針第三段階で解消されて行くことになる。その原因は、資本主義経済の全面的開花を旨とした新世代の理論が、旧体制の残存に固執していた旧世代の理論よりもまさに時の流れに沿っていたからといえるのである。

3. 家内工業問題をめぐる社会政策学会世代間紛争の終焉

1897年に2回目の家内工業実態調査の実施に踏み切ったことにより、社会政策学会の家内工業問題に対する基本方針は、いよいよ最後の第3段階に入ったといえる。学会がこの時期に再び家内工業問題に取り組むにいたったことは、なるほど、1890年代における学会の中産階級問題への集中的取り組みの一環としても位置づけられる。⁽³²⁾しかしながら、当時の家内工業問題をめぐる状況の変化が、学会の行動に決定的な影響を与えたのである。すなわち、1896年にベルリンで発生した既製服製造業労働者のストライキ⁽³³⁾が学会に衝撃を与えた。ストライキ収拾のためにベルリン工業裁判所が行なった家内労働関係に関する調査結果は、それが決して理想的とはいえない難いものであることを示していた。例え

ば調査の結果、紳士・子供服製造業に就業する100名の婦人家内労働者の平均週給が6.83マルク、労働時間もだいたい10～16時間であることがそれぞれ明らかとなった。⁽³⁴⁾ 当時の生産シーズンが年40週であったことを考慮して彼女らの年収を算出すれば、それはおよそ273.2マルクとなった。この額は当時のベルリンにおける貧困扶助受給者に対する年間扶助額と大差なかったのである。なるほど、彼女達の労働に関しては副業性が高かったことを考慮すれば、こうした賃金水準の低さだけをもって生活の困窮度を語ることはできない。しかしながら、同時期にファイク (Johannes Feig) が行なった調査の結果に基づけば、家内工業に就業し妻が平均631.42マルク稼いだ場合でも、1家の平均年収は当時4人家族が「たとえ乏しかろうともくらしていける生活水準」を基準に算出された額1300マルクにほぼ等しい1377.5マルクにしかならなかった。ここから家内労働者の家族が、まさに最低限の生活を送っていたことがわかるのである。しかもその生活の場は同時に、鉱山・工場労働者の平均労働時間⁽⁴⁰⁾をはるかに上回る長時間労働の場でもあった。1896年の既製服・ランジェリー製造業に関する政府統計局の調査によれば、婦人家内労働者は仕事を、居間(29.5%)、寝室(32.8%)、居間兼寝室・居間兼台所・居間兼寝室兼台所(4.9%)で行っていたのである。⁽⁴¹⁾ こうした事実は、家内工業が旧世代の考える様な理想的生産様式とはほど遠いものであることを示していた。さらに、貧困に苦しむ労働者の怒りがストライキという形で爆発したことは、社会問題の解決により既存体制を安定させようとした学会に、家内工業問題の解決を一層急務と感じさせたのであった。⁽⁴²⁾

ところで、第2回家内工業実態調査の開始をもって第3段階の開始を告げる理由は、かつて旧世代により行なわれた第1回調査を「硬直した研究」⁽⁴³⁾と酷評していた新世代の指導のもとに第2回調査が行なわれたからである。彼らは調査対象として、旧世代が中産階級の温床として注目していた衰退せる旧来の家内工業よりも、⁽⁴⁵⁾ 婦人労働力に支えられた発展せる近代家内工業——それは第1回調査では特に注目されていなかった——を鋭く視野に捉え、⁽⁴⁶⁾ 前回調査の様に労働者の道德状況を問う調査項目を設けることもしなかった。そこにはもはや、旧世代の家内工業観——彼らは生産者の徳性の高さを家内工業存続の鍵として重視していた⁽⁴⁷⁾——がさしはさまれる余地はなかったのである。

第2回家内工業実態調査の成果を受けて、1899年9月、社会政策学会はブレ

スラウ (Breslau) で大会を開催した。大会初日のテーマが「家内工業とその法律規制」であった。報告者の任を務めたのは、新世代の2名、A. ヴェーバーとフィリポビッチ (Eugen von Philippovich) であった。彼らは共にその報告の中で、家内工業問題の解決が急務たることを強調していた。このうち学会世代間紛争の観点から注目すべきは、A. ヴェーバーの報告である。

A. ヴェーバーにとっては、労働者に窮乏化を強い低生産性しか上げることのできない家内工業の存在そのものが問題であった。家内工業を3種に分類した彼は、その中でも自然と消滅する状態になく、低生産性・製品質の劣性ゆえに近代産業組織と同水準に位置づけられないと考えられた2種の家内工業——問屋制度下の家内工業制問屋労働 (hausindustrielle Verlagsarbeit) と工場制生産の外肢物たる家内工業制外業部労働 (hausindustrielle Außenarbeit) ——を克服することが必要と考えた。その方法は、鉄道敷設・近郊都市開発により家内工業残存の場となっていた農村・都市内で工場の建設を促し、工場・作業場労働による家内労働の代替を進めることであった。それに加えて、特に苦汗制度が蔓延していた既製服・ランジェリー製造業、タバコ産業に対しては、段階的な家内労働禁止策 (現在の家内労働者に限り労働許可証を発行し、以後家内労働を禁止する) の実施も必要と考えた。⁽⁴⁸⁾ かくして A. ヴェーバーは社会政策学会の大会という公の場で、旧世代がその内に社会体制の安全弁としての機能を見出した小経営⁽⁵⁰⁾の消滅を目ざす考えを明らかにしたのである。この報告を同席していた旧世代は、どの様な思いを抱いて聞いたことであろうか。

一部家内労働の禁止策まで考慮した A. ヴェーバーの考えは、学会内では非常に急進的であった。それだけに彼の主張は、大会出席者の賛同をあまり集めなかったのである。彼らの多くは、家内工業の存在を既成事実と認め、労働者保護法・最低賃金制の施行により事態を少しでも改善しようとしたもう一人の報告者フィリポビッチ⁽⁵¹⁾の見解を、支持していたのである。議長ブレンターノ (Lujó Brentano) が討議総括の際に述べた様に、「法律により家内工業を禁止し弾圧することが可能であっても、それを行なうまでには意見が達していない」ということが、まさに「大会の声を正確に特徴づける」⁽⁵²⁾ことだったのである。

ブレスラウ大会では、家内労働の禁止を目ざした A. ヴェーバーの考えは否定された。なるほど、とりあえずこのことは家内工業の残存を望んでいた旧世代——例えばシュモラー——にとり、喜ばしいことでありまた当然なことでも

⁽⁵³⁾ あった。しかしながら、大会で否定されたのは A. ヴェーバーの廃止策だけではなかった。かの「家庭の権利への非介入」という原則を盾に家内工業の法律規制に反対した学会員——彼らは1873年アイゼナル大会では大会参加者の賛同を集めていた！——も、労働者保護法がその初期に出くわした古くさい主義主張の提唱者として批判されていたのである。⁽⁵⁴⁾ もはや幻想的家内工業観の出でくる幕はなかった。討議で旧世代のほとんどが沈黙を保ち、また発言した者の中にはベルレプシュ (Hans Hermann Freiherr v. Berlepsch) の様に、フィリップピッチとほぼ共通の見解を表明する者さえいたのである。⁽⁵⁵⁾ 確かにヴェーバーの廃止策を含めた急進的な家内工業対策は否定された。しかしながら、もはや学会は家内工業における弊害の存在を認めそれを法律により規制することを、何らためらわなかった。家内工業の積極的な維持を旨としたかつての旧世代の家内工業観は、学会内で支配的たり得なかった。それゆえに、学会内で家内工業問題への取り組みに関する主導権も、旧世代の家内工業観を批判し学会が法律規制に積極的に乗り出して行く道を切り開いた、新世代の手に移っていったのである。新世代の4名が自由労働組合からの招待を受け、国民経済学者を代表して家内労働者保護会議に出席したことは、まさにそれを裏付けることだったのである。

4. 結び

最後に、本稿をしめくくるにあたり、なぜ家内工業問題への対応をめぐり学会新旧両世代の間に、紛争を発生させるほどの見解の対立が生まれたかを考えてみる必要がある。

紛争発生の原因は両世代の資本主義認識の相違にあった。学会旧世代が家内工業という前工業化時代に主流をなした生産様式の残存に固執したということは、彼らが工業化の進展に一部制限を加えようとしていたことを意味していた。つまり彼らは資本主義経済に対し、全幅の信頼を寄せることができなかった。彼らの考えでは「大工場経営体が健全なる社会関係と結びついていることはまれ」⁽⁵⁶⁾ だったのである。それがもたらした中産階級（手工業者、中小自営農民、そして家内工業経営者 hausindustrielle Betriebsleiter も下層中産階級 niederer Mittelstand としてこの内に含まれた）⁽⁵⁷⁾ の没落、労働者階級の増加という状況は、社会革命勃発の可能性を秘めたものと彼らには映った。だからこそ彼らは

社会体制の安全弁たる中産階級が、労働者階級への対抗勢力として残存することを求めたのである。もち論家内工業の残存を、ただ経済的に必要だとして正当化することは不可能であった。したがって、旧世代にとり家内工業の残存が中産階級の存在と結びついて社会体制にとり不可欠であることを訴えることが、前述のビュッヒャーの例が示す様にどうしても必要だったのである。彼らにとりドイツ国民経済を安定的に維持する道とは、資本主義の全面的な開花を許さず工業化に一部制限を加えることだったのである。

それに対し学会新世代は正反対の考えを抱いていた。帝国主義時代における「世界市場での競争の際には、高い生活水準を有する労働者を抱えた国民が優勢を極めるという事実⁽⁵⁸⁾」は、特定産業部門における工業化の遅れ——それを典型的に示すのが家内工業の存在であった——を彼らに強く危惧させた。それだけではない。大都市における徴兵率の低さの原因は、家内労働に携わる貧血症の母親にあるとされ、「家内労働は国家の存立を危くする」(A. ヴェーバー⁽⁵⁹⁾)とまで考えられたのである。また家内工業は、「労働者の生活・健康・徳性を犠牲にして発展することは許されない⁽⁶⁰⁾」との、新世代が実現を旨としていた社会改良の最高規範にまさに対立するものであった。だからこそ彼らにとり家内労働者の貧困をなくすことは、世界権力政策(Weltmachtpolitik)と並びドイツの死活問題とされた社会改良の重要課題⁽⁶¹⁾だったのである。こうして新世代が反家内工業に乗り出すことにより、帝国主義時代におけるドイツ国民経済の一層の発展を旨とした結果、彼らと旧世代との間で世代間紛争⁽⁶²⁾が発生することは避けられないこととなったのである。

非社会民主主義陣営を代表して、自由労働組合の主催する家内労働者保護会議に参加したのがフランケ、ゾンバルト、A. ヴェーバー、ヴィルブラントの4名であった。彼らが代表となることができたのは、社会政策学会内部での家内工業問題をめぐる世代間紛争を経て、学会内で家内工業問題研究に関し主導権を獲得していたからであった。しかしながら、そこにはもう一つの要因が働いていたことを忘れてはならない。すなわち、彼らは資本主義の存在意義に注目し、それをもとに理論を展開したがゆえに、社会民主主義労働者組織の主催する会議に参加することを厭わなかった。彼らは資本主義体制の根幹⁽⁶³⁾を賃労働関係の確固たる位置づけを重視し、労働者の体制内化の実現を旨とした。家内労働者保護会議に参加し、自由労働組合と協力関係を結ぶことは、その端

緒を築くように彼らには思えた。⁽⁶⁴⁾ 彼らが会議の席上この協力関係の意義を讃え、何らかの形でそれを維持することを強く訴えていたことは、⁽⁶⁵⁾ 彼らの参加が家内労働問題解決の促進とあわせて何を同時に目ざしたものであったかを示していたのである。

家内工業問題への対応をめぐる社会政策学会内部で発生した世代間紛争は、学会新世代の勝利という形で終結された。そしてこのことが彼らと自由労働組合との間で家内工業問題をめぐる協力関係⁽⁶⁶⁾が成立するための、重要な前提条件となったのである。すなわち、労働者保護政策による家内工業問題への現実的対処を目ざすようになった自由労働組合は、そのために幅広い領域で家内労働法制化気運を高めることを考えた。そこで家内労働法制化に賛成する勢力を結集することが必要となった。まさに学会新世代とは、そうした勢力の一つを構成していた。ここに両者が家内労働法制化運動の促進において手を結ぶ道が開かれたのである。こうして世代間紛争の影響は社会政策学会を越えて、社会民主主義陣営にまで及ぶことになったのである。

(注)

- (1) 拙稿「自由労働組合と家内工業問題」(『一橋研究』第8巻第4号, 1984年1月), 136 - 137頁, 参照。
- (2) 自由労働組合は1910年第7回ベルリン大会(帝国保険法に関する特別大会)を除いて, 1896年第2回ベルリン大会から1914年第9回ミュンヘン大会まで常に大会で家内工業問題を取り上げていた。
- (3) 前掲拙稿, 130 - 138頁, 参照。
- (4) 代議員188名中自由労働組合員は141名を占め, 社会政策学会新世代を含め非社民系(社会改良系)代議員は20名であった。*Protokoll über die Verhandlungen des ersten Allgemeinen Heimarbeiterschutz - Kongresses. Abgehalten zu Berlin im Gewerkschaftshaus am 7., 8. und 9. März 1904, Berlin 1904 [Abk.: Protokoll Heimarbeiterschutz - Kongreß], S. V ff.*
- (5) 社会政策学会員をこの様に世代別に分類する考えはリンデンラウブによる。彼は学会結成に携わった学会員を旧世代, 彼らに続く1860年生まれ以降の学会第2世代を新世代と呼んだ。Vgl. Dieter Lindenlaub, *Richtungskämpfe im Verein für Sozialpolitik. Wissenschaft und Sozialpolitik im Kaiserreich vornehmlich vom Beginn des „Neuen Kurses“ bis zum Ausbruch des ersten Weltkrieges (1890 - 1914)*, Wiesbaden 1967, S. 11ff.
- (6) *Protokoll Heimarbeiterschutz - Kongreß*, S. 85.
- (7) *Ebenda.*

- (8) ドイツで家内労働法 (Hausarbeitsgesetz) が施行されたのは1911年のことである。
- (9) 拙稿「ドイツ家内労働者保護問題と社民派・改良派の協力体制」(『社会政策の思想と歴史』大陽寺順一教授還暦記念論文集, 1985年春刊行予定, 所収), 参照。
- (10) Gustav Schönberg, Art.: Gewerbe, in: *Handwörterbuch der politischen Ökonomie*, hrsg. von demselben, 2. Bd., 3. Aufl., Tübingen 1891, S. 428.
- (11) Gustav Schmoller, *Die Entwicklung und die Krisis der deutschen Weberei im 19. Jahrhundert. Vortrag gehalten im Zweigverein des deutschen Gewerbemuseums in Magdeburg*, Berlin 1873, S. 19 ff.
- (12) Derselbe, *Zur Geschichte der deutschen Kleingewerbe im 19. Jahrhundert*, Halle 1870, S. 589.
- (13) *Schriften des Vereins für Sozialpolitik [Abk.: Schriften]*, Bd. 4: Verhandlungen von 1873, Leipzig 1874, S. 23 ff.
- (14) Werner Sombart, Die Hausindustrie in Deutschland, in: *Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik*, Bd. 4, 1891, S. 120.
- (15) 調査結果は「ドイツ家内工業」(Die deutsche Hausindustrie)と題する5冊シリーズ中の4冊にまとめられ、『社会政策学会誌』(Schriften des Vereins für Sozialpolitik) 第40~42・48巻として1889~1891年に出版された。
- (16) Vgl. *Schriften*, Bd. 42: Die deutsche Hausindustrie, 4. Bd., Leipzig 1890, S. V.
- (17) Karl Bücher, Art.: Gewerbe, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, hrsg. v. J. Conrad u. a., 1. Aufl., Bd. 3., Jena 1892, Sp. 388.
- (18) 1889年に新世代による旧世代家内工業観批判の先鞭をつけたシュティエグの次の文献が出版された。W. Stieda, *Litteratur, heutige Zustände und Entstehung der deutschen Hausindustrie Nach den vorliegenden gedruckten Quellen, Schriften*, Bd. 39: Die deutsche Hausindustrie, 1. Bd., Leipzig 1889.
- (19) W. Sombart, *a. a. O.*, S. 149.
- (20) W. Stieda, *a. a. O.*, S. 158.
- (21) W. Sombart, Art.: Hausindustrie, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 2., gänzlich umgearbeitete Aufl., Bd. 4, Jena 1900, Sp. 1158.
- (22) *Ebenda*.
- (23) W. Stieda, *a. a. O.*, S. 106.
- (24) *Ebenda*.
- (25) Vgl. G. Schönberg, *a. a. O.*, S. 106.
- (26) W. Stieda, *a. a. O.*, S. 106.
- (27) W. Sombart, Die Hausindustrie in Deutschland, S. 148 ff.
- (28) K. Bücher, Die gewerblichen Betriebssysteme in ihrer geschichtlichen Entwicklung, in: Derselbe, *Die Entstehung der Volkswirtschaft*,

- Sechs Vorträge*, Tübingen 1893, S. 117f.
- 29 W. Sombart, Zur neueren Litteratur über Hausindustrie (1891-1893), in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, 3. Folge, Bd. 61, 1893, S. 743.
- 30 拙稿「社会政策学会旧世代の幻想的家内工業観」(『一橋研究』第9巻第1号, 1984年4月), 参照.
- 31 W. Sombart, *a. a. O.*, S. 742f.
- 32 社会政策学会は1890年代に, 農業問題, 手工業問題など一貫して中産階級問題に取り組んでいた。
- 33 前掲拙稿「自由労働組合と家内工業問題」, 131 - 136 夏, 参照.
- 34 Bericht über die Erhebungen in der Berliner Herren- und Knaben-Konfektion, in: *Außerordentliche Beilage zu Nr. 6 des Gewerbeberichtes*, 1. Jg., Nr. 6, 1896, Sp. 80 ff.
- 35 Alfred Weber, Das Sweatingsystem in der Konfektion und die Vorschläge der Kommission für Arbeiterstatistik, in: *Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik*, Bd. 10, 1897, S. 496.
- 36 Vgl. ebenda, S. 499.
- 37 A. Weber, *Hausindustrielle Gesetzgebung und Sweatingsystem in der Konfektionsindustrie*, Diss., Leipzig 1897, S. 27.
- 38 Johannes Feig, *Hausgewerbe und Fabrikbetrieb in der Berliner Wäsche-Industrie*, *Staats- und socialwissenschaftliche Forschungen*, hrsg. von G. Schmoller, 14. Bd., 2. Heft, Leipzig 1896, S. 146f.
- 39 Gustav Brutzer, *Die Verteuerung der Lebensmittel in Berlin im Laufe der letzten 30 Jahre und Ihre Bedeutung für den Berliner Arbeiterschaft*, *Schriften*, Bd. 139, München/Leipzig 1912, S. 54f.
- 40 1894~1902年時でそれは10.5時間であった。Jürgen Kuczynski, *Die Geschichte der Lage der Arbeiter in Deutschland von 1789 bis in die Gegenwart*, Bd. 1, 2. Teil: 1871 bis 1932, Sechste, verbesserte Aufl., Berlin 1954, S. 134.
- 41 Rosmarie Beier, *Frauenarbeit und Frauenalltag im Deutschen Kaiserreich, Heimarbeiterinnen in der Berliner Bekleidungsindustrie 1880-1914*, Frankfurt a. M. / New York 1983, S. 95.
- 42 Magnus Biermer, Die XV. Generalversammlung des Vereins für Sozialpolitik in Breslau, 25. - 27. September 1899, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, 3. Folge, 19. Bd., 1900, S. 366.
- 43 W. Sombart, Die Hausindustrie in Deutschland, S. 121f.
- 44 調査委員会のメンバーは, フクス (Carl Johannes Fuchs), フィリイポビッチ, ゾンバルト, シュティイダ, A. ヴェーバーの新世界5名と旧世代のヴィッテルスヘーファー (Otto Wittelshöfer) であった。 *Schriften*, Bd. 84: Hausindustrie und Heimarbeit in Deutschland und Österreich, 1. Bd., Leipzig 1899, S. VI

- 45 Vgl. G. Schmoller, Die geschichtliche Entwicklung der Unternehmung. V. Die Hausindustrie, in: *Jahrbücher für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich*, 14. Jg., 1890, S. 1075
- 46 Vgl. *Schriften*, Bd. 85: Hausindustrie und Heimarbeit in Deutschland und Österreich. 2, Bd., Die Hausindustrie der Frauen in Berlin, Leipzig 1899.
- 47 G. Schmoller, *Zur Geschichte der deutschen Kleingewerbe im 19. Jahrhundert*, Halle 1870, S. 205 ff.
- 48 *Schriften*, Bd. 88: Verhandlungen von 1899, Leipzig 1900, S. 30 ff. もう1種の経営の独立性を有する純粹家内工業 (reine Hausindustrie) は衰退下にあり, 危険な状態にはないと判断されたため, 克服策は不要とA. ヴェーバーは考えた。
- 49 *Ebenda*, S. 31 ff.
- 50 Vgl. G. Schmoller, *Was verstehen wir unter dem Mittelstande? Hat er im 19. Jahrhundert zu- oder abgenommen?* Göttingen 1897, S. 6 ff.
- 51 Vgl. *Schriften*, Bd. 88, S. 36 ff.
- 52 *Ebenda*, S. 95.
- 53 G. Schmoller, Neuere Litteratur über die Hausindustrie, in: *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich*, 24. Jg., 1900, S. 781.
- 54 *Schriften*, Bd. 88, S. 77.
- 55 Vgl. *ebenda*, S. 51 ff.
- 56 G. Schmoller, *Die Entwicklung und die Krisis der deutschen Weberei im 19. Jahrhundert*, S. 31.
- 57 Derselbe, *Was verstehen wir unter dem Mittelstande?* S. 30.
- 58 Anon., Aufgaben und Ziele der „Sozialen Praxis“, in: *Soziale Praxis. Zentralblatt der Sozialpolitik*, 7. Jg., 1897, Sp. 2.
- 59 *Protokoll Heimarbeiterschutz - Kongreß*, S. 85.
- 60 Anon., Aufgaben und Ziele der „Sozialen Praxis“, Sp. 2.
- 61 *Ebenda*.
- 62 したがって, 世代間紛争は家内工業問題領域のみにとどまるものではなかった。それは1905年学会マンハイム大会でカルテル問題をめぐり新世代のナウマン (Friedrich Naumann) とシュモラーの間で発生し, さらに1909年学会ウィーン大会において価値判断論争が発生するに及んで決定的な段階を迎えた。Vgl. D. Linderlaub, *a. a. O.*, S. 272.
- 63 Ernst Francke, Weltpolitik und Sozialreform, in: *Handels- und Machtpolitik, Reden und Aufsätze im Auftrage der „Freien Vereinigung für Flottenvorträge“*, hrsg. von G. Schmoller u. a., 1. Bd., Stuttgart 1900, S. 128.
- 64 Robert Wilbrandt, Der Allgemeine Heimarbeiterschutz - Kongreß,

in : *Soziale Praxis*, 13. Jg., Nr. 25, 1904, Sp. 643.

65) Vgl. *Protokoll Heimarbeiterschutz-Kongreß*, S. 116, 151 und 178f.

66) フランケを中心とした社会改良主義者と自由労働組合の家内工業問題をめぐる協力関係は、家内労働展示会 (Heimarbeit-Ausstellung 1906・1925年)・ドイツ家内労働者会議 (Deutscher Heimarbeiterstag 1911年) の共同開催という形で結ばれた。拙稿「ドイツ家内労働者保護問題と自由労働組合の『同権原則』」(『一橋論叢』第93巻第2号, 1985年2月) 参照。

(著者の住所：〒157 世田谷区千歳台 2-13-21)